

第1回 川上ダムモニタリング部会 議事要旨

1. 設立趣旨、規約

設立趣旨および規約については、事務局案のとおりとし、規約は令和2年3月4日から施行することとする。

2. 部会長選出

各委員の意見を踏まえ、部会長には、池淵周一委員に就任いただくこととなった。

3. 令和元年度の環境保全の取り組み結果

- 水質調査（定期採水調査）において、各調査項目の値で例年の傾向と比べて特異な値については、その原因を確認すること。
- 水質調査（洪水時調査）において、令和元年度の洪水時調査は、洪水波形のどのタイミングで行ったのかを明記すること。
- 植物の保全（改変地付近のモニタリング）において、評価にあたっては、改変からの経過年数を確認すること。
- 植物の保全（特定外来生物の駆除）において、アレチウリ等の特定外来生物について、今後も、工事用車両が出入りする場所を集中的に調査し、確認した場合は、駆除する必要がある。

4. モニタリング調査計画

- 法面等の緑化の状況調査については、緑化箇所毎に緑化の内容を整理しておく必要がある。
- 貯水池内の魚類調査については、特定外来生物を確認する観点から、令和4年度だけではなく、令和6年度にも行うことが望ましい。
- 河床材料の粒度については、ダム堤体直上流に堆積している土砂の粒度についても調査することが望ましい。
- 各調査にあたっては、調査方法を限定するのではなく、最新の研究成果等を取り入れていく必要がある。
- 相互に関連性がある調査項目については、関連性を考慮した調査、分析、評価が必要である。

以上

※ 令和2年3月4日に開催を予定していた第1回川上ダムモニタリング部会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止とした。

本議事要旨は、次年度からのモニタリング計画等に関して、各委員から個別に意見をいただき、第1回モニタリング部会の指導・助言内容としてとりまとめ、委員の了承を得たものである。